

## 静岡市監査委員会議記録

会 議 令和6年度 第12回 監査委員定例協議会

開催日時 令和7年3月28日(金) 午前9時5分～午前12時05分

出席者 監査委員 遠藤 正方、白鳥三和子、寺澤 潤、稲葉 寛之  
事務局長 萩原 健  
書記 柴 秀和  
山田 和誠、山田 裕、渡辺 篤史、蝦名 倫代  
宇佐美亜希、神山 悟、谷 梓  
青野 洋平、齋藤 升美

---

### 会議内容

1 開会宣言 柴次長

2 例月現金出納検査等(2月分)

(1) 説明者等

- ア 各種会計 宇佐美係長(監査第2係)
- イ 病院事業会計 山田次長補佐(監査第1係)
- ウ 簡易水道事業会計 山田次長補佐(監査第1係)
- エ 水道事業会計 青野係長(監査第3係)、上下水道経理課長
- オ 下水道事業会計 宇佐美係長(監査第2係)
- カ 農業集落排水事業会計 青野係長(監査第3係)

(2) 発言等

ア 各種会計

(遠藤代表)

歳入歳出予算の収支状況について、歳入の寄附金は2月末で26億円となっている。ふるさと納税の割合が大きいのと思うが、年度末は大きな変化はないと思うので、収入額は少なくとも26億円以上で確定するという認識でよいか。

(事務局)

そのとおりである。

(遠藤代表)

競輪事業会計が歳入歳出ともに執行率が低いのは、年末のグランプリ等の精算が済んでいないということか。今年度前半に執行率が低かったのは、施設の改修を実施しており、また、年末にグランプリが開催されるからということだったので、まだ精算が済んでいないということか。

(事務局)

そのとおりである。

(寺澤委員)

財政調整基金は3月に動きがあるのか。

(遠藤代表)

これから年度末に向けて動きがあると思われる。

#### イ 病院事業会計

山田次長補佐から静岡市立清水病院における所得税の追加納付について説明があった。

(白鳥委員)

前職の源泉徴収票の提出を受けて年末調整を行うという当たり前のことができておらず、少ない金額で年末調整していたということか。

(事務局)

そのとおりである。

(白鳥委員)

誰が気付いたのか。

(事務局)

税務調査である。

(白鳥委員)

ほかにも独立して給与の計算を行っている所属があるのか。

(遠藤代表)

可能性としては水道などがあるが、病院の場合は、前職歴のある医師、看護師及び技師等が採用されることが多い。

清水病院はいつから誤っていたのか。

(事務局)

いつからというのは確認できていないが、今回の事案は2019年からの所得税である。これは追徴できるのが5年間となっているため、それ以前については、特に制度が変わっていない状況であり、従前から使用していたマニュアルがそもそも誤っていたようである。5年前以上のものを確認していないため、はっきりしたことは分からないが、5年以上前から誤っていた可能性はある。

(遠藤代表)

源泉徴収に係る事務は、ほかには地方独立行政法人の静岡市立静岡病院も行って

いると考えられるが、この事案があったことでチェックが行われていると思われる。

(事務局)

市で年末調整を行う場合は、前職歴があるかどうかをチェックすることとなっているが、該当者がほとんどいないという状況がある。病院については他の部門と比較して状況が異なっている。

(白鳥委員)

病院の事務職は他の所属で給与計算を経験したことがない方だけだったのか。

(遠藤代表)

他の所属で経験した職員もいると思うが、マニュアルも含めて、その根拠が妥当かのチェックがされておらず、以前にも所得税の納付遅延があったので、全体的に気を付けてもらいたい。

(白鳥委員)

源泉所得税の未納付や不納付加算税を課されたというような、一般的な会社の事務を担当した者であれば当たり前前に気を付けなければいけないことが組織的にできていないということには驚いてしまう。

(遠藤代表)

体制については、今度の決算審査等でも確認していかなければいけないと思う。

(白鳥委員)

受けた損害は誰に請求するものなのか。

(事務局)

現在は未収金となっているが、追徴税は本人に負担してもらうこととなる。

(遠藤代表)

延滞税等については本人からは徴収できない。

(事務局)

延滞税については清水病院が納付すると聞いている。

(遠藤代表)

本来は清水病院事務局が説明に来るべきものだと思っているが、年度初めには決算見込の説明に来てもらうこととなっている。

(事務局)

次の例月現金出納検査は実査となり企業会計の職員が来るので、その際に改めて説明をしてもらえればと考えている。

#### ウ 簡易水道事業会計

特になし

#### エ 水道事業会計

冒頭、青野係長及び上下水道経理課から、計算誤りに伴い、1月分例月出納検査調書の予算執行表(執行)のうち、引当金(固定負債)及び引当金(流動負債)それぞれ

れの執行累計額の預金に誤りが生じていたことについて報告があった。

(遠藤代表)

手計算でやるのは大変なので、当月分を入力すれば自動的に計算されるのが理想だと思われる。手計算でやっているが、何か自動化できない事情があるのか。

(上下水道経理課)

表を作成しているエクセル上、前月までの累計に当月分を足し込む作業ができるようになっていないため、手計算で行っている。今後は、前月分のエクセルシートを追加し、数式を組むことによって、自動計算ができるように対応していく。

(遠藤代表)

今回、例月現金出納検査の結果には影響はないとのことであったが、監査委員事務局及び上下水道経理課ともこの誤りに気付かなかった。人の力に頼ることには限界があるため、できるだけ自動化し、職員の負担の軽減を図りながらチェック体制を整えていただきたい。

(白鳥委員)

1 ページの過年度営業未収金の当月の貸方に250万円程度計上されているが、これは、回収したということによいか。

(事務局)

そのとおりである。個人の方から過年度の水道料金を徴収したものである。歳入の予算執行表では予算外収入の過年度未収金に計上されている。

(寺澤委員)

1 ページの雑収益の貸方が大きくなっているが、何か動きがあったのか。

(事務局)

電線共同溝工事に伴う水道管の布設補償金、上下水道局庁舎のテナント料金などである。今年度は、令和3年度分の消費税修正申告に伴い、3,000万円余例年より多くなっている。

オ 下水道事業会計

(白鳥委員)

試算表の長期前受金の貸方1,650,037,500円はその他未収金になっているという理解によいか。

(事務局)

そのとおりである。内容としては、主に国庫補助金で、これらの調定を起こしたことで計上されたものである。

### 3 協議会議事

#### (1) 協議事項

ア 協第35号 令和6年度定期監査結果報告書・指導事項について

(ア) 説明者

青野係長

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

(白鳥委員)

これまでも概要版のようなものがあると思うが、市民の方に分かりやすく公表していただきたい。

(寺澤委員)

指摘事項、指導事項が昨年度に比べて増えているが、過去にも100件を超えたことはあるのか。

(事務局)

指摘事項及び指導事項を合わせた件数では、今年度が最も多くなっている。

(稲葉委員)

保健福祉長寿局の指摘事項、指導事項の件数が多いなど、局によって差があるが、なぜか。

(事務局)

局によって当年度の監査対象所属数に差があるため、件数にも差が生じる。

(エ) 結果

各監査委員が復命内容を吟味した結果、当該報告書は品質管理方針に規定された達成すべき水準を満たしていることを確認した。

遠藤代表監査委員から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

イ 協第36号 令和6年度定期監査（財産区）結果報告書について

(ア) 説明者

宇佐美係長

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

特になし

(エ) 結果

各監査委員が復命内容を吟味した結果、当該報告書は品質管理方針に規定された達成すべき水準を満たしていることを確認した。

遠藤代表監査委員から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

ウ 協第37号 令和6年度行政監査（テーマ監査）結果報告書・指導事項について

(ア) 説明者

山田次長補佐

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

(遠藤代表)

業務意見の主な点については、単独随意契約を行う場合には、まずは相手方が業務を行うことができるということを客観的に示した上で、他にできる者がいないということを示すようにということ、それが今現在もないということが分かるような年度更新を相手方がどういう団体であっても行っていくということが1点と、もう1点は、例えば、調査を実施して設計を行うなどの業務が複数年度にわたるときに、調査を単年度、計画策定を単年度で行うと調査を行った者しか業務を行えないので単独随意契約をするのではなくて、調査から結果報告までの複数年度の一連の業務として債務負担行為を設定するなどして発注するように、という2点でよいか。

(事務局)

そのとおりである。

(エ) 結果

各監査委員が復命内容を吟味した結果、当該報告書は品質管理方針に規定された達成すべき水準を満たしていることを確認した。

遠藤代表監査委員から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

エ 協第38号 令和6年度包括外部監査の結果に関する意見の提出について

(ア) 説明者

山田次長補佐

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

特になし

(エ) 結果

遠藤代表監査委員から意見がないことについて諮ったところ、全員一致で承認された。

オ 協第39号 指摘事項に対する措置状況（定期監査、工事監査、学校監査及び財政援助団体等監査）の公表について

(ア) 説明者

青野係長

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

特になし

(エ) 結果

措置状況の公表について、監査委員の了承が得られた。

カ 協第40号 指摘事項に対する措置状況（包括外部監査）の公表について

(ア) 説明者

山田次長補佐

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

特になし

(エ) 結果

措置状況の公表について、監査委員の了承が得られた。

キ 協第41号 住民監査請求監査結果の決定について

(ア) 説明者

宇佐美係長

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

次の事項を確認した。

- a 本件請求に係る水質調査は、静岡市の責務として水質汚濁防止法第15条第1項の規定による常時監視の事務を実施したものであること。
- b 仮に当該会社が自ら調査、報告及び公表を行ったとしてもその責務を免れるものではないと解することが妥当であること。
- c 静岡市の責務として調査を実施する以上、静岡市が調査費用を負担するのは当然のことであり、当該調査費用の支出は損害であるとはいえないこと。
- d 現在のところ、当該物質を排出した者に調査費用の負担を求める法令等の規定は見当たらないこと。
- e a から d までを踏まえると市は損害賠償請求権を始めとして何らの債権を有しておらず、その管理を違法又は不当に怠る事実も存在しないこと。

(エ) 結果

遠藤代表監査委員から、監査結果の決定について諮ったところ、全員一致で棄却することが決定された。

ク 協第42号 静岡市監査基準の改正について

(ア) 説明者

山田次長補佐

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

特になし

(エ) 結果

遠藤代表監査委員から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

ケ 協第43号 令和7年度静岡市年間監査計画の策定について

(ア) 説明者

山田次長補佐

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

特になし

(エ) 結果

遠藤代表監査委員から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

コ 協第44号 令和6年度公営企業会計決算審査実施計画の策定について

(ア) 説明者

青野係長

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

特になし

(エ) 結果

遠藤代表監査委員から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

サ 協第45号 令和6年度内部統制評価報告書審査実施計画の策定について

(ア) 説明者

青野係長

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

特になし

(エ) 結果

遠藤代表監査委員から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認され

た。

(2) 報告事項

ア 報第12号 指導事項に対する対応状況（学校監査及び財政援助団体等監査）について

(ア) 説明者

山田次長補佐

(イ) 要旨

報告事項により説明

(ウ) 発言等

特になし

イ 報第13号 内部統制の不備に関する報告（令和7年2月分）について

(ア) 説明者

青野係長

(イ) 要旨

報告事項により説明

(ウ) 発言等

特になし

(3) その他連絡事項

ア 令和6年度第11回定例協議会議事録及び令和6年度第3回臨時協議会議事録の公表について

・・・・・・・・山田次長補佐が説明

イ 4・5月の日程について

・・・・・・・・柴次長が説明

4 閉会宣言 柴次長